

令和8年度「バス停留所・上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）」 実施要領

公益社団法人兵庫県バス協会

1. (事業目的)

公益社団法人兵庫県バス協会（以下「兵庫県バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金事業により、バス事業者が行う停留所、上屋等の各種施設の整備事業を実施するために必要な事項を定め、バス事業者（公営事業者を除く。）に対し助成金を交付することを目的とします。

2. (助成対象)

助成の対象は、バス停留所・上屋等整備事業の内、新紙幣対応運賃箱等に限るものとします。

2 対象期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年2月16日（火）までとします。

3. (助成額)

①助成単価 2000円/箱を限度とし、予算の範囲内で調整します。

②助成額は、助成単価に助成対象運賃箱数を乗じた額とします。

③助成額は、各社の新紙幣対応運賃箱等事業費額をもって上限額とします。

4. (交付申請)

助成金の交付を受けようとする事業者は、様式1「令和8年度バス停留所上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）助成金の額の決定依頼及び助成金交付請求書」及び様式1の別紙を令和8年9月30日（水）までに、兵庫県バス協会に提出しなければなりません。

5. (交付決定)

兵庫県バス協会は、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請事業者に対して様式2

により「停留所・上屋等の各種施設の整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）」の助成金の額を決定し、助成金を交付することといたします。

6.（申請の取り下げ）

交付決定後、申請の取り下げをする事業者は速やかに様式3による取り下げ申請を兵庫県バス協会に提出しなければなりません。

7.（助成金の交付取消と返還）

事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当することとなったときは、本助成金を取り消すことができます。

- （1）偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）その他助成金の交付内容若しくは、これに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県バス協会
会長 長 尾 真 殿

事業者名
住 所
代表者名

令和8年度バス停留所上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）助成金の額
の決定依頼及び助成金交付請求書

令和8年度「バス停留所・上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）」実施要領第4.（交付申請）に
基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 助成対象事業の目的

新紙幣対応運賃箱等をもって利用者利便に資するため。

2. 助成対象運賃箱数等（各社の対応状況により下記いずれかに記入）

（新紙幣対応運賃箱導入による対応）

新紙幣対応運賃箱数	助成対象運賃箱数

（ソフト等導入による対応）

令和6年12月末車両数－既助成運賃箱数	助成対象運賃箱数

※新紙幣対応運賃箱導入による対応＝助成対象期間内導入数をもって助成対象運賃箱数とします。

※ソフト等導入による対応＝令和6年12月末車両数から令和6年度及び令和7年度助成済み運賃箱
数を減じた車両数を助成対象運賃箱数とします。

3. 添付資料

検査調書（別紙）
参考写真数枚（新紙幣運賃箱やソフト基盤等）
領収証（写し）等（ただし、助成金交付請求書提出時に提出できない場合は、
事後に必ず提出してください。）

4. 助成金振込先

① 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・その他

② 支店名 _____ 支店

③ 預金種別 普通預金 ・ 当座預金

④ 口座番号 _____

⑤ 口座名義 _____

様式2

兵バス協第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真

令和8年度バス停留所上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）の助成金の
額の決定通知書（通 知）

貴社から交付申請のあった標記事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

調整した助成単価	円／箱
対 象 運 賃 箱 数	個／両
助成金交付決定額	円

様式3

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県バス協会

会 長 長 尾 真 殿

事業者名
住 所
代表者名

㊞

令和8年度バス停留所上屋等整備事業（新紙幣対応運賃箱等に限る）取り下げ申請書

令和 年 月 日付け兵バス協第 号にて交付決定を受けた「バス停留所上屋等整備事業」を取り下げたいので、令和8年度「停留所・上屋等整備事業」実施要領の規定により申請します。